



第2期

# 香取市子ども・子育て 支援事業計画

～輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取～

令和2年3月  
香取市

## I 計画策定の趣旨

本市では、平成 27 年度に「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、「香取市子ども・子育て支援事業計画(以下「第 1 期計画」という。)」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は以前にも増して複雑化しています。

また、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化させており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

このような状況の中、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」を策定するものです。

## II 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

## III 計画の対象

本計画は、本市に生活する 18 歳未満の子どもをはじめ、その育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象としています。

## IV 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する香取市子ども・子育て会議での審議を中心に、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

## V 計画の基本理念



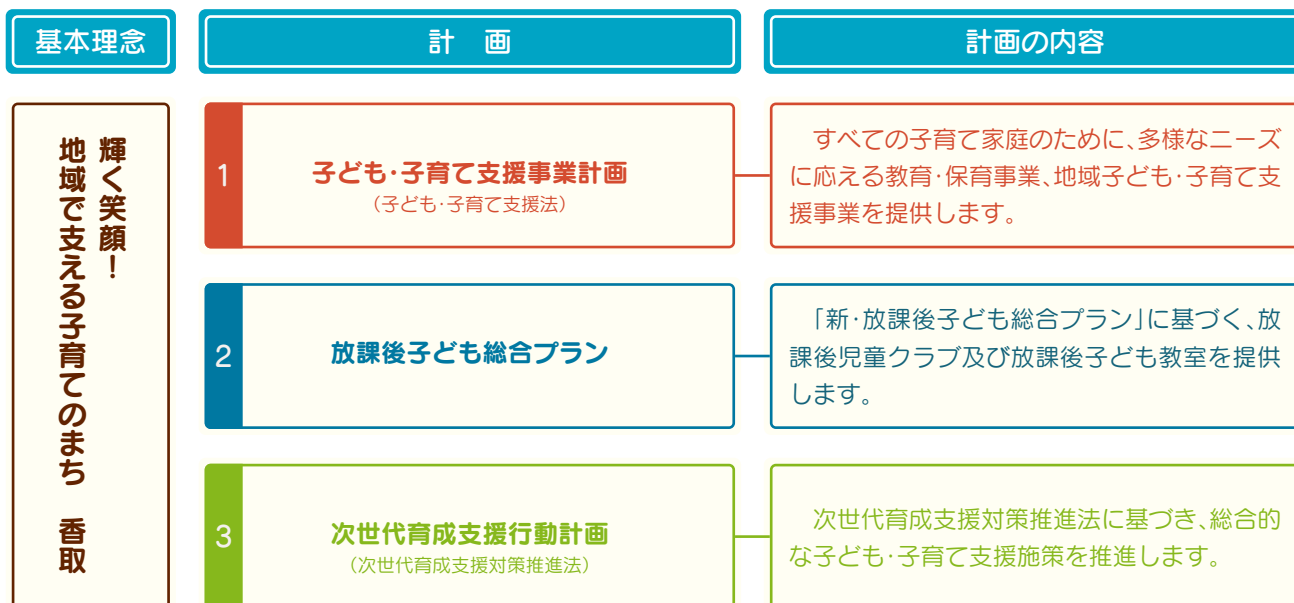
# 輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取

本市では、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画における「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち」の基本理念を継承します。

また、第2次香取市総合計画 前期基本計画では、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが、健やかに笑顔で生活できるまちを目指すとしており、そのためには、地域全体で子どもたちを見守り、育てていくという意識の醸成が必要となっています。

以上のことから、第1期計画の「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち」の基本理念を継承し、香取市のすべての地域で子どもや子育て家庭を見守り支えていくという思いを込め「香取」を取り入れます。

### ■計画の体系



## VI 施策の展開

### 1 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)

#### 1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望を踏まえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の教育・保育の利用実績等に基づき、量の見込みを推計しました。

また、確保方策としては、保護者の就労意向の高まりに伴い、保育需要の増加が見込まれるため、施設の整備を進め、入所定員の拡大を図ります。

#### ■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定(教育標準時間認定) ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定(保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所(園) 認定こども園
2号認定(保育短時間認定) ※最大8時間の利用			
満3歳未満	あり	3号認定(保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定(保育短時間認定)	

#### ■教育・保育施設等の量の見込み及び確保方策

(単位:人)

区分		令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	189	183	176	162	155	147
	確保方策	365	323	343	343	343	343
2号認定	量の見込み	1,057	1,045	1,011	954	916	870
	確保方策	1,174	1,121	1,107	1,092	1,069	1,044
3号認定 (0歳)	量の見込み	53	61	64	67	71	74
	確保方策	92	92	92	92	92	92
3号認定 (1・2歳)	量の見込み	496	482	479	501	503	509
	確保方策	493	498	498	506	507	512

※量の見込み:量の見込みとは、平成30年に本市で実施したニーズ調査や本市の実績等を踏まえて設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

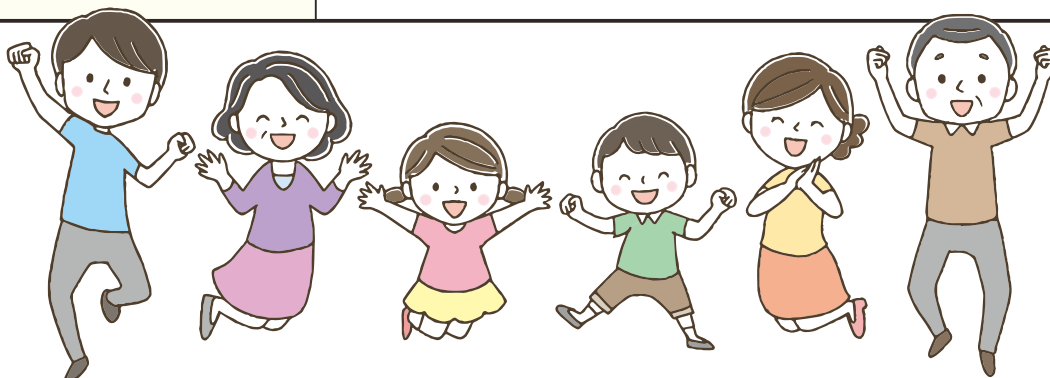
※確保方策:確保方策とは、量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

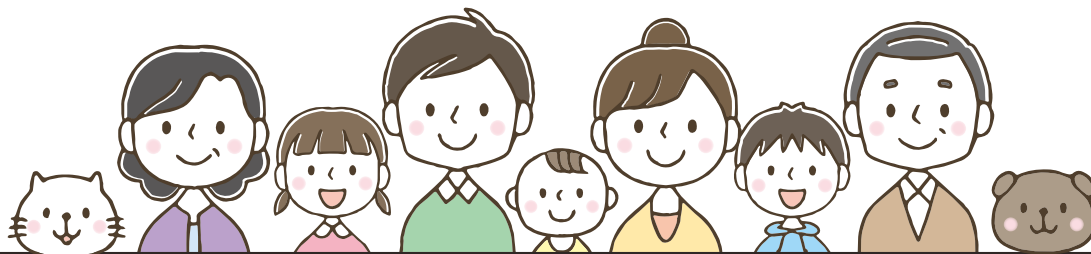
## 2 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子ども・子育て支援を実施します。

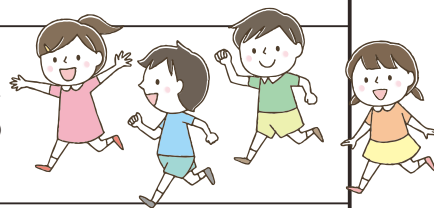
### ■地域子ども・子育て支援事業の概要

事業		事業内容
①	利用者支援事業	<b>対象</b> 子ども、保護者、妊婦 子どもとその保護者及び妊婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるような情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②	地域子育て支援拠点事業	<b>対象</b> 0～5歳、保護者 公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業
③	妊婦健康診査	<b>対象</b> 妊婦 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業
④	乳児家庭全戸訪問事業	<b>対象</b> 出生時など 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業
⑤	養育支援訪問事業	<b>対象</b> 子ども、保護者、妊婦 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援(相談、育児支援など)を行う事業
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<b>対象</b> 子ども、保護者、妊婦 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業
⑥	子育て短期支援事業	<b>対象</b> 子ども 保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
⑦	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	<b>対象</b> 0～5歳、小学1～3年生 児童の預かり等の援助を希望する方(依頼会員)と、援助を行うことを希望する方(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業





事業		事業内容
⑧	一時預かり事業	<b>対象 3～5歳</b> 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業
		<b>対象 0～5歳</b> 保育所(園)その他の場所での一時預かり事業
⑨	延長保育事業 (時間外保育事業)	<b>対象 0～5歳</b> 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業
⑩	病児保育事業	<b>対象 0～5歳、小学1～3年生</b> 児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所(園)の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業
⑪	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	<b>対象 小学1～6年生</b> 仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<b>対象 保護者</b> 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	<b>対象 事業者</b> 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業



## 2 放課後子ども総合プラン

放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施の足掛かりとして、ボランティア確保のために市民活動団体等への事業周知や、放課後児童クラブへの生涯学習の情報提供等を行っていきます。また、施設(学習の場)の確保については、小学校の理解・協力を得ながら余裕教室の活用等も検討しつつ、地域の実情を考慮しながら、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

### 3 次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法)

#### 1 子育て家庭を支援する地域づくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

施策		主な事業
①	教育・保育及び子育て支援の充実	○通常保育事業 ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ○乳幼児家庭教育学級「らっこクラブ」 ○地域子育て支援拠点事業 ○保育所(園)の地域開放
②	教育・保育施設の整備	○多様な運営主体による保育所の整備事業 ○民間保育施設整備への支援事業 ○認定こども園の整備
③	教育・保育の交流・子育て支援ネットワークの整備	○幼稚園・保育所交流事業 ○子育て支援ネットワーク
④	情報提供・相談体制の整備	○子育て支援ガイドブック ○家庭児童相談室の設置
⑤	親子のふれあいの場の整備	○児童遊園、都市公園・市民公園等の設置 ○佐原駅周辺地区複合公共施設整備 ○児童館事業

#### 2 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、子育て世代包括支援センターを中心に、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策を通じた育児支援を推進するとともに、小児医療の充実や食育の充実を図ります。

施策		主な事業
①	母子保健の充実	○母子健康手帳の交付 ○妊婦健康診査 ○母子保健推進員設置事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○乳幼児健康診査 ○ママパパ教室 ○産科クリニック等の誘致 ○子育て世代包括支援センター事業
②	小児医療の充実	○子ども医療費助成事業 ○ひとり親家庭等の医療費助成 ○養育医療 ○自立支援医療(育成医療) ○小児慢性特定疾患見舞金支給 ○小児医療体制の充実
③	食育の充実	○食生活改善推進事業 ○離乳食教室

### 3 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取組

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする子どもやその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

施策		主な事業
①	障害児や発達障害を抱えた児童とその保護者に対する支援	○療育相談支援事業 ○療育支援体制の充実 ○ライフサポートファイルの活用 ○特別児童扶養手当 ○自立支援給付事業
②	児童虐待の予防と早期発見・早期対応の体制の充実	○要保護児童対策地域協議会事業 ○子ども家庭総合支援拠点事業
③	子どもの貧困対策の推進	○就学援助 ○自立相談支援事業 ○子ども食堂の推進
④	経済的支援・自立支援	○児童手当 ○児童扶養手当 ○母子・父子家庭自立支援給付金 ○母子及び父子並びに寡婦福祉資金 ○不妊治療費助成事業 ○出産育児一時金給付



## VII 計画の推進

本計画の推進にあたっては、関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等と連携して、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業をはじめ、計画に掲げた事業・施策の総合的な実施を図ります。

本計画の進捗状況の把握や成果に関する評価は、毎年、定期的に計画に定める教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業や次世代育成支援対策推進法に基づく施策・事業の実績などを用いて実施します。

なお、本計画の進行管理にあたっては、「香取市子ども・子育て会議」がその中心を担い、関係各課や関係機関等と連携して、取り組みの見直しや改善を図ります。

## 第2期香取市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月

[発行・編集] 香取市 福祉健康部 子育て支援課  
〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地  
TEL.0478-50-1257 FAX.0478-52-4566



香取市の子育て情報の詳しい内容はWEBをチェック！

香取市 子育て

検索

QRコードに対応したスマホや携帯電話をお使いの方は、こちらのQRコードから簡単にアクセスできます。